

京都市告示第567号

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定を次のとおり一部を廃止しましたので、告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和7年12月22日

京都市長 松井孝治

1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置
第6081号	令和7.12.17	メートル 4.000	メートル 2.400	京都市西京区嵐山宮ノ北町2番1 の一部、2番12の一部及び29 番7の一部

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)